# 寄稿 3

# IP・eラーニングと携帯型端末視聴 学習サービスについて

(独) 工業所有権情報・研修館 人材育成部 部長代理 山田 繁和

#### 1. はじめに

IP・eラーニングは、「知的財産推進計画2004 | にお いて掲げられた「ITを活用した人材育成の情報提供手 法を確立する | との方針を踏まえ、特許庁職員が知的 財産制度とその審査・審判運用などの学習機会を拡 大するためにコンテンツを独立行政法人工業所有権 情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)において 2004年度から作成を開始し、提供しているものです。

このIP・eラーニングコンテンツは、特許庁の有す る知識、経験及びノウハウにもとづいて作成されて いるものや特許庁職員が必要とする知的財産制度の 知識の習得のために作成したものであるため、民間 の知的財産関連人材にとっても優良かつ有益な学習 教材であることから、国民に対して行う普及啓発活 動の一環として位置づけて、民間に対して無償で公 開して利用してもらっています。

なお、IP・eラーニングの推進は、知的財産推進計 画2005、知的財産推進計画2006においても提言がな され、情報・研修館では順次コンテンツの拡充を進 めています。

情報・研修館で作成するIP・eラーニングは、民間 に無償で提供していることから、民間で既に作成さ れている一般的な内容のコンテンツは、民業を圧迫 する恐れがあることから作成することはできないと いった制約があるため、民間との役割分担を考慮し て特許庁が保有する知識・ノウハウをコンテンツ化 することを基本としています。このほか、審査の迅

## 参考

知的財産推進計画2004

第5章 人材の育成と国民意識の向上

- 1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・ 研修を推進する
  - (3)知的財産教育・研究の基盤を整備する
    - 3) ITを活用した人材育成の情報提供手法を確立 する

eラーニングは、いつでもどこでも効率よく自己 研鑽を図る手段として、知的財産の多様な研修機会 の提供に資するものであることから、2004年度か ら、特許庁職員に対する研修から導入を開始し、順 次、産学官の人材育成においてその導入を進める。

速化や業務の効率化に資する観点、知的財産関連人 材の育成を支援する観点からもコンテンツの作成は 検討しています。

#### 2. IP・eラーニングの利用方法

特許庁職員は、情報・研修館のホームページにア クセスし、「IP・eラーニング」のバナーから「人材育成」 のページへ移動し、「IP・eラーニング」について記載 中のリンクでIP・eラーニングのページに入ります。 その後、「ユーザID |と「パスワード |を入力し、表れた コンテンツ一覧から学習したいコンテンツを選択し て学習します。

民間の方が、IP・eラー ニングを利用するにはユー ザ登録が必要です。この ユーザ登録は、INPITホー ムページ内のIP・eラーニ ングのページからできます (http://www.inpit.go.jp/ jinzai/ipe learning/rule/ index.html).

なお、ユーザ登録の数に 限りがあるため、利用期間 はユーザ登録から40日間に 制限しています。利用期間 が満了した際は、再度ユー ザ登録が必要です。



#### 3. IP・eラーニングのコンテンツの紹介

IP・eラーニングでは、特許庁の審査、審判、事務 の実務に関する高度な内容の他、特許庁職員が身に つけておくべき知的財産制度に関する政策をコンテ ンツにしてきています。

何れも知的財産制度やその運用に関する民間の方

のスキルアップに資するものであると同時に民間の 方が修得することによって審査の迅速化の理解を促 すものであり、平成20年4月現在、28コンテンツをリ リースしています。

以下に主なコンテンツを紹介します。

# 〈特許審査の進め方 67分〉



特許庁の特許審査について、審査官が行う効率がよく、 正確な審査の進め方について学ぶことができます。

#### ○コンテンツの内容

- 1章 明細書の技術内容の理解
- 2章 本願発明の認定
- 3章 特許請求の範囲の記載要件
- 4章 先行技術文献の検索
- 5章 引用発明の認定
- 6章 本願発明と引用発明の対比
- 7章 進歩性の判断
- 8章 拒絶理由の通知

#### 〈平成19年度改訂審査基準の概要 119分〉



平成18年度の特許法の改正項目である「技術的特徴の 異なる別発明への補正の禁止 | や 「分割制度 | 等につい て、平成19年度に改訂された特許審査基準の概要を学 ぶことができます。

#### ○コンテンツの内容

- 1. 平成18年法改正について
- 2. 審査基準の改訂項目
- 3. 改訂審査基準の適用時期
- ~分割編~
- 1. 分割担当時期の緩和
- 2. 分割出願に関する説明書類の提出
- 3. 第50条の2の通知
- ~補正編~
- 1. 発明の単一性の要件
- 2. 「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の禁止

## 〈IPC、FI、Fタームの概要 105分〉



先行技術調査において効率のよい調査を行うための検 索キーとなる IPC、FI、Fタームの概要を学ぶこと ができます。

# ○コンテンツの内容

- 1.はじめに
- II.IPCの構成と分類付与
  - Ⅱ-1. 分類項目とインデキシングコード
  - Ⅱ-2. 分類すべき事項
- III. IPC第8版(2006)の概要
- IV. IPCの国内運用
- V. 補足説明

# 〈先行技術調査の進め方(実践編) 65分〉



特実サーチシステムを用いた先行技術調査の実践的な 手法について、理解を深めることができます。

# ○コンテンツの内容

- 1. サーチ対象(本願)の説明
- 2. 主要機能の説明
- 3. データベースの説明
- 4. 本願関連情報表示
- 5. クラスタ検索
- 6. スクリーニング
- 7. セーブ&ロード
- 8. 再着

#### 〈口頭審理及び証拠調べ 166分〉



審判制度における口頭審理及び証拠調べについて、民 法や民事訴訟法の準用規定と比較しながら解説されて おり、実務の理解を深めることができます。

#### ○コンテンツの内容

#### 口頭審理の実務

第1章 口頭審理の意義

第2章 口頭審理開始前の手続

第3章 口頭審理手続

第4章 口頭審理の活用

#### 証拠調べの実務

第1章 審判における証拠調べ手続

第2章 民事訴訟法の準用

第3章 証拠調べ手続一般

第4章 証人尋問

第5章 当事者尋問

第6章 鑑定

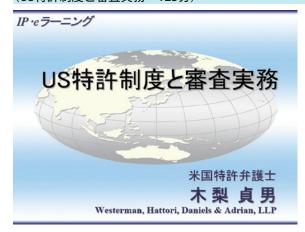
第7章 書証

第8章 検証

第9章 証拠保全

参考VTR(口頭審理の進め方)

# 〈US特許制度と審査実務 123分〉



米国の特許制度の概要とUSPTOが行う審査実務に ついて学ぶことができます。

#### ○コンテンツの内容

- 1. 出願手続の流れ
- 2. 日本と比較した米国制度の特徴
- 3. 出願関連書類1/2
- 4. 出願関連書類2/2
- 5. 審査と特許要件1/2
- 6. 審査と特許要件2/2
- 7. その他の必要事項

#### 〈EP特許制度と審査実務 77分〉



ヨーロッパの特許制度の概要とEPOが行う審査実 務について学ぶことができます。

# ○コンテンツの内容

- 1. 手続の区分と流れ
- 2. 出願関係書類
- 3. 先行技術サーチと出願公開
- 4. 実体審査と特許性
- 5. PCT欧州段階
- 6. 異議と審判

# 〈不正競争防止法の概要 251分〉



不正競争防止法の概要では、営業秘密の適切な管理に よる自社の営業秘密を適切に保護するための管理方策 や他社の営業秘密を侵害しないための実効的な管理方 策を解説されており、制度全般について理解を深める ことができます。

# ○コンテンツの内容

#### 【不正競争防止法の概要】

- 1. イントロダクション
- 2. 不正競争防止法の概要
- 3. 規制(違反)行為の概要
- 4. 規制(違反)に対する措置の概要
- 5. 講義のまとめ

#### 【営業秘密の適切な管理について】

- 1. 営業秘密を取り巻く現状
- 2. 不正競争防止法における営業秘密の保護について
- 3. 営業秘密の具体的な管理方法
- 4. まとめ

# 4. 携帯型端末視聴学習サービスの開始

知的財産推進計画2007では、知的財産教育の更な る発展を目指し、eーラーニングにとどまらず、モバ イル端末等でどこでも知的財産制度が学べる環境を 整備することが策定されており、これを受けて情報・ 研修館では、IP・eラーニングのコンテンツを携帯型

端末 (PSP® 「プレイステーション・ポータブル |) で 視聴する仕組みを開発し、その学習サービスを平成20 年4月から開始しています。

現在、携帯型端末で視聴できるのは、10コンテンツ としていますが、今後順次拡大し、今後作成するIP・ eラーニングコンテンツについては、全て対応してい く予定でいます。

#### 参考

知的財産推進計画2007

第5章 人材の育成と国民意識の向上

- 2. 知的財産人材育成を官民挙げて進める
- (7)知的財産の教育者や教材・教育ツールを開 発する
  - ②知的財産教育に関する教材・教育ツールを 開発する
  - i) 2007年度も引き続き、特許権や著作権な どを統一した知財教育のプログラムを策 定するとともに、学校での知財教育を支 援するため、初等中等教育における各段 階に応じた教材の作成・提供や手引書の 作成、学校における知財教育の具体的手 法の研究開発など、知財に関する教育事 業を実施する。

また、eラーニングを始めとして、いつ でもどこでも知的財産教育を受けられる よう、2007年度から教材のダウンロード が可能な環境の整備を進めるとともに、モ バイル端末等で利用できる教材の充実を 図る。

#### 〈携帯型端末視聴学習サービスで提供する科目一覧〉

- ・産業財産権を巡る我が国の現状と今後
- ・特許審査実務の概要
- ・特許審査の流れ
- ・特許審査の進め方
- 先行技術調査の進め方
- ・IPC、FI、Fタームの概要
- ・EP特許制度と審査実務
- ・US特許制度と審査実務
- ・パリ条約概論
- 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願制度の概要と 手続

#### 5. IP・eラーニングの課題と今後について

これまで、特許庁各課室からの要望をもとにIP・e ラーニングのコンテンツを作成してきていますが、特

許法等の知的財産関連法の改正があった場合に既存の コンテンツに素早く反映して、正しく知的財産制度を 学んでもらう工夫をしていく必要があると考えていま す。また、知的財産制度をとりまく状況の変化にも対 応し、恒に最新のことを学べるようにすることも必要 だと考えています。

これまでも既存のコンテンツと特許法等の改正内容 が含まれているかをチェックする作業を行い、内容の 修正を行っていますが、修正する内容が大きければ、 新たにコンテンツを作り直す場合もあり、新しいコン テンツの提供までに時間を要する場合があります。

このため、現在提供しているIP・eラーニングのコ ンテンツを法改正に柔軟に対応させ、いち早く修正す ることについて情報・研修館では検討を進めています。

今後もこうした課題を特許庁の関係者と協議の上、 よりよいコンテンツを提供していけるよう検討を重ね ていきたいと考えています。

また、現在のIP・eラーニングは全て日本語のみ作 成されていますが、我が国特許庁の経験やノウハウは アジア諸国から注目されていることから、アジア諸国 の方々に我が国の知的財産制度やその運用を理解して もらえるように少なくとも英語で翻訳されたコンテン ツを提供していく必要もあると考えています。そのた め、今年度以降作成するコンテンツは、英語の字幕を 出すなどの工夫も行っていく予定です。

このように、IP・eラーニングを通じて我が国の知 的財産関連人材の増加やアジア諸国における我が国制 度と運用の理解に役立てて行きたいと考えています。

# **Profile**

山田 繁和(やまだしげかず)

平成2年 特許庁入庁 平成6年 審查官昇任 平成6年 電子計算機業務課 平成12年 総務課大学等支援室 平成13年 技術調査課知的財産支援室

平成16年 意匠課長補佐(調査班長)

平成19年 (独)工業所有権情報・研修館に出向し現職